

**熱海市における寄附金税額控除対象団体
(熱海市税賦課徴収条例第34条の7各号に該当するもの)**

令和2年12月31日現在

第34条の7	条文内容（かっこ書き部分は略）	熱海市が対象としている団体
第1号	都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	1 静岡県 2 熱海市
第2号	社会福祉法第113条第2項に規定する共同募金会又は日本赤十字社で政令第7条の17各号の規定により定められているもの	3 共同募金会 4 日本赤十字社
第3号	所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所を有する法人又は団体に対するもの	なし
第4号	所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの	5 社会福祉法人 社会福祉協議会 6 社会福祉法人 熱海いでゆの園 7 社会福祉法人 海光会 8 社会福祉法人 富士会 9 社会福祉法人 景德会 10 社会福祉法人 緑葉会 11 社会福祉法人 湖成会 12 社会福祉法人 栄光会 13 公益財団法人 熱海日金山霊園 14 公益財団法人 岡田茂吉美術文化財団 15 公益財団法人 熱海市シルバー人材センター 16 公益財団法人 船井幸雄記念館
第5号	所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、市長又は熱海市教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したもの	なし
第6号	租税特別措置法第41条の18の2第2項の規定により特定寄附金とみなされる同条の支出金のうち、市内に事務所を有する同条の認定特定非営利活動法人に対するもの	17 特定非営利活動法人 オレンジティ 18 特定非営利活動法人 熱海ふれあい作業所
第7号	前各号に掲げるもののほか、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの	19 国立大学法人 静岡大学 20 国立大学法人 浜松医科大学 21 公立大学法人 静岡県立大学 22 公立大学法人 静岡文化芸術大学 23 社団法人 静岡県緑化推進協会 24 公益財団法人 静岡県腎臓バンク 25 公益財団法人 静岡県アイバンク ★前各号に掲げるもののほか、その他市長が認めるもの